

# 射水市教育委員会 1 1 月定例会次第

日 時 令和 2 年 1 2 月 3 日 (木)  
午後 2 時から  
場 所 本庁舎 4 階 会議室 4 0 1

## 1 会議録の承認

## 2 事務局報告

- |                             |      |
|-----------------------------|------|
| (1) 射水市議会 1 1 月臨時会の開催状況について | 資料 1 |
| (2) 令和 2 年 1 1 月補正予算について    | 資料 2 |
| (3) 射水市議会 1 2 月定例会会期日程について  | 資料 3 |
| (4) 令和 2 年 1 2 月補正予算について    | 資料 4 |
| (5) 射水市議会 1 2 月定例会提出議案について  | 資料 5 |

## 3 各課等の連絡事項及び報告事項

- |                                      |      |
|--------------------------------------|------|
| (1) 令和 3 年射水市成人式について (生涯学習・スポーツ課)    | 資料 6 |
| (2) 文化・体育施設予約管理システムについて (生涯学習・スポーツ課) | 資料 7 |
| (3) 教育委員会行事予定                        | 資料 8 |

## 4 その他

※ 次回教育委員会の開催日時について

1 2 月 2 8 日 (月) 9 時 3 0 分から 会議室 4 0 1

射水市議会 11月臨時会の開催状況について（教育委員会関係）

1 会期日程（会期 1 日間）

令和 2 年 11 月 26 日（木）午前 10 時

- (1) 本会議
- (2) 総務文教常任委員会
- (3) 予算特別委員会
- (4) 本会議

2 教育委員会関係議案等

議案第 73 号 令和 2 年度射水市一般会計補正予算（第 7 号）  
（成人式式典費）

3 予算特別委員会

○ 小島啓子 委員

- (1) コロナ禍において、成人式に参加できない者に対する対応と案内の徹底について

## 令和 2 年度 1 1 月一般会計補正予算説明書（教育委員会関係）

## 1 歳出の内訳

（単位：千円）

補正区分	補正額	補正額の主な内訳
10 款 教育費 成人式式典費	2, 5 0 0	【新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金】 Web アプリ作成共同研究委託事業 YouTube・ケーブルテレビライブ配信事業 感染防止対策会場設営業務委託 等

## 令和2年12月射水市議会定例会会期日程（案）

会期18日間

12月 7日(月)	午前10時	本会議	日程第1 会議録署名議員の指名 日程第2 会期の決定 日程第3 市長の提案理由の説明 日程第4 予算特別委員会の設置 日程第5 広報委員会委員の辞任及び選任
	本会議終了後		全員協議会(報告事項説明)
12月 8日(火)			議案調査日
12月 9日(水)			議案調査日
12月10日(木)			議案調査日
12月11日(金)	午前10時	本会議	日程第1 議案質疑 日程第2 代表質問
12月12日(土)			休 会
12月13日(日)			休 会
12月14日(月)	午前10時	本会議	日程第1 一般質問
12月15日(火)	午前10時	本会議	日程第1 一般質問(予備日) 日程第2 各議案の委員会付託
	本会議終了後	委員会	予算特別委員会(説明)
12月16日(水)	午前10時	委員会	総務文教常任委員会
12月17日(木)	午前10時	委員会	民生病院常任委員会
12月18日(金)	午前10時	委員会	産業建設常任委員会
12月19日(土)			休 会
12月20日(日)			休 会
12月21日(月)	午前10時	委員会	議会改革特別委員会
12月22日(火)	午前10時	委員会	港湾振興特別委員会
	午後1時30分	委員会	予算特別委員会
12月23日(水)	午前10時	委員会	予算特別委員会
12月24日(木)	午後2時	本会議	日程第1 委員長報告(質疑、討論、採決) 日程第2 議会運営委員会及び各常任委員会の閉会中の継続審査

※ 招集告示：11月30日(月) 午前10時 議会運営委員会  
午後1時30分 全員協議会(議案説明)

発言通告日 代表質問 12月 8日(火) 午後1時  
一般質問 12月 9日(水) 午後1時  
予算特別委員会 12月21日(月) 午後1時

## 令和2年度12月一般会計補正予算（案）説明書（教育委員会関係）

## 1 歳入の内訳

（単位：千円）

補正区分	補正額	補正額の主な内訳
<b>15 款 国庫支出金</b>		
公立学校情報機器整備費補助金（小学校）	1,430	小・中学校情報機器整備費補助金（家庭学習のための通信機器整備支援事業）
公立学校情報機器整備費補助金（中学校）	570	
<b>18 款 寄附金</b>		
社会教育事業費寄附金	300	あつたか家族応援プロジェクト事業に対する指定寄附
まち・ひと・しごと創生寄附金	5,000	フットボールセンター整備に対する指定寄付金
<b>22 款 市債</b>		
保健体育施設整備事業債	△4,500	フットボールセンター整備事業

## 2 歳出の内訳

(単位：千円)

補正区分	補正額	補正額の主な内訳
2 款 総務費 財産管理費	163,000	【新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金】 公共施設自動給水栓化工事
6 款 農林水産費 緑化推進費	7,000	【新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金】 インドア花いっぱい応援事業
10 款 教育費 学校給食センター管理費	2,820	燃料費、光熱水費
スクールバス運行費 (小)	31,053	【新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金】 スクールバス購入
家庭教育力向上支援事業費	300	あったか家族応援プロジェクト実施 事業補助金
図書館管理運営費	314	【新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金】 感染症対策保健衛生用品購入
スポーツ施設維持管理費	34,702	【新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金】 公共施設予約管理システム導入 大門総合体育館空調設備等更新工事

議案第 86 号

射水市都市公園条例及び射水市体育施設条例の一部改正について

(説明)

新斎場の緩衝緑地として整備し、令和 3 年 4 月 1 日から新たに供用を開始する都市公園「フラワーパーク沖塚原」に、有料公園施設としてパークゴルフ場を整備することに伴い、その利用料金等を定めるため、射水市都市公園条例（平成 17 年射水市条例第 189 号）及び射水市体育施設条例（平成 17 年射水市条例第 106 号）の一部を改正するもの。

1 改正内容

新斎場の緩衝緑地として整備する都市公園の名称を「フラワーパーク沖塚原」とするとともに、同公園内に有料公園施設として整備するパークゴルフ場の利用料金等を定めるもの。

また、射水市体育施設条例に規定する「パークゴルフ南郷」及び「下村パークゴルフ場」との年間共通券による相互利用について定めるため、同条例の一部を改正するもの。

2 関連条例

(1) 射水市都市公園条例

(2) 射水市体育施設条例

3 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

議案第 86 号

射水市都市公園条例及び射水市体育施設条例の一部改正について

射水市都市公園条例及び射水市体育施設条例の一部を次のように改正する。

令和 2 年 1 2 月 7 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市都市公園条例及び射水市体育施設条例の一部を改正する

条例

(射水市都市公園条例の一部改正)

第 1 条 射水市都市公園条例(平成 17 年射水市条例第 189 号)の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項中「次項において」を「以下」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(フラワーパーク沖塚原パークゴルフ場の供用日時)

第 11 条の 2 有料公園施設のうち、フラワーパーク沖塚原パークゴルフ場の位置、供用日及び供用時間は、次のとおりとする。ただし、供用日及び供用時間について、市長が特に必要があると認めるときはこれを変更することができる。

施設の名称	位置	供用日	供用時間
フラワーパーク 沖塚原パーク ゴルフ場	射水市沖塚原 143番地	4月1日から12月 第2週の日曜日まで の日。ただし、木曜 日（その日が休日に 当たるときはその翌 日）を除く。	午前9時から午後5時 まで（最終入場時間 は午後4時）とする。 ただし、6月15日 から9月15日までは 午前9時から午後6時 まで（最終入場時間 は午後5時）とする。

第15条中「使用料は」の次に「、市長が特に指定する場合を除き」を加える。

別表1を次のように改める。

#### 別表1（第11条関係）

##### 有料公園施設

都市公園の種類	有料公園施設の名称
庄川左岸緑地	分区園
大島北野河川公園	ピクニック広場バーベキュー卓
	多目的広場グラウンド
フラワーパーク沖塚原	パークゴルフ場

別表2第4項及び備考を次のように改める。

#### 4 有料公園施設を利用する場合

区分		単位		金額
庄川左岸緑地分区園		1平方メートルにつき1年		500円
大島北野河川公園ピクニック広場バーベキュー卓		射水市に住所を有する者及び射水市に住	1卓につき2時間まで	1,000円
			以後1時間につき	500円
		所を有する事業所に勤務する者	1卓につき2時間まで	2,000円
			以後1時間につき	1,000円
大島北野河川公園多目的広場グラウンド		射水市に住所を有する者以外のもの及び射水市に住所を有する事業所に勤務する者以外のもの	2時間まで	1,000円
			以後1時間につき	500円
フラワーパーク沖塚原パークゴルフ	1日券	70歳以上	1人1日につき	190円
		16歳以上70歳未満		370円
		0歳未満		

フ場		16歳未満		190円
	年間券	16歳以上	1人1年間につき	11,220円
		16歳未満		5,610円
	年間共通券	16歳以上	1人1年間につき	16,830円
		16歳未満		8,420円

備考 この表の第2項から第4項までに掲げる使用料の額の計算方法及び用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 1年を単位として定められている場合は、1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお1月未満の端数があるときは1月として計算する。ただし、フラワーパーク沖塚原パークゴルフ場には適用しない。
- (2) 1日を単位として定められている場合は、1日未満の端数は1日として計算する。
- (3) 1メートルを単位として定められている場合は、1メートル未満の端数は1メートルとして計算する。
- (4) 1平方メートルを単位として定められている場合は、1平方メートル未満の端数は1平方メートルとして計算する。
- (5) 消費税法（昭和63年法律第108号）第6条の規定により非課税とされているもの以外にあっては、この表に定めるところにより算定した額に1.1を乗じる。
- (6) 使用料の額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるもの

とする。

(7) 大島北野河川公園多目的広場グラウンドは、独占利用する場合のみ使用料を徴収するものとする。

(8) この表において、「年間」とは、4月1日から翌年の3月31日までの期間とする。ただし、休業日及び休場期間を除く。

(9) この表において「年間共通券」とは、フラワーパーク沖塚原パークゴルフ場のほか、射水市体育施設条例（平成17年射水市条例第106号）第2条に定めるパークゴルフ南郷及び下村パークゴルフ場を年間を通じて使用できる券とする。

（射水市体育施設条例の一部改正）

第2条 射水市体育施設条例（平成17年射水市条例第106号）の一部を次のように改正する。

別表2第7項の備考を次のように改める。

備考

1 この表において「年間」とは、4月1日から翌年の3月31日までの期間とする。

2 この表において「年間共通券」とは、パークゴルフ南郷及び下村パークゴルフ場のほか、射水市都市公園条例第11条に定める有料公園施設のうち、フラワーパーク沖塚原パークゴルフ場を年間を通じて使用できる券とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

## 令和3年射水市成人式について

コロナ禍において県外在住者等の参加自粛が見込まれることから、感染防止対策の徹底とともにARの活用やライブ動画配信等、来場者以外の新成人やご家族が家に居ながらでも会場の参加者と一体感を感じることができるよう「ウィズコロナ」に対応した新しい成人式を開催する。

### 1 開催概要

- (1) 日 時 令和3年1月10日(日) 午前10時～
- (2) 会 場 アルビス小杉総合体育センター
- (3) 対象人数 961人(参考：R2参加人数736人/対象者968人)
- (4) 式典内容 国歌斉唱、式辞、祝辞、新成人誓いのことば、市民憲章朗読

### 2 実施内容

- (1) AR活用アプリによるリアルタイム合成写真の撮影  
県外在住の新成人が、式典会場で記念撮影する新成人とリアルタイムで一緒に撮影し合成写真を可能とするARを活用したアプリを富山県立大学と共同研究し作成する。

AR写真イメージ



- (2) YouTube 及びケーブルテレビによるライブ配信  
参加を自粛した新成人や来場を控えられたご家族に会場の様子を伝えるため、ライブ動画配信を行う。
- (3) フォトアルバムの作成  
20歳になった新成人の現在の様子を撮影した写真データと、中学3年当時の先生からのメッセージを編集したフォトアルバムを作成し、後日、新成人向けに限定配信する。
- (4) 新型コロナウイルス感染症感染予防対策  
手指消毒の実施、マスク着用などの基本的な防止対策のほか、間隔を空けての座席配置、サーモグラフィシステムや場内換気を強化するためのサーキュレーターの設定、接触確認アプリ COCOA のインストール推奨など、コロナウイルス対策を徹底する。

## 資料 3 令和 3 年成人式を開催します ～『ウィズコロナ時代』の新しい成人式～

コロナ禍において、県外在住者等の参加自粛が見込まれることから、本市では感染防止対策の徹底とともに、ARの活用やライブ動画配信等、来場者以外の新成人やご家族が家に居ながらも会場の参加者と一体感を感じることができるよう「ウィズコロナ」に対応した新しい成人式を開催します。

### 【事業内容】

#### 1 開催概要

- (1) 日 時 令和 3 年 1 月 1 0 日 (日) 午前 1 0 時～
- (2) 会 場 アルビス小杉総合体育センター
- (3) 対象人数 9 6 1 人 (参考: R 2 参加人数 7 3 6 人 / 対象者 9 6 8 人)
- (4) 式典内容 国歌斉唱、式辞、祝辞、新成人誓いのことば、市民憲章朗読

#### 2 実施内容

##### (1) AR活用アプリによるリアルタイム合成写真の撮影

富山県立大学との共同研究により、合成写真の作成が可能となるアプリが完成しました。これにより、県外在住の新成人が、式典会場で記念撮影する新成人とリアルタイムで一緒に撮影ができるようになります。

※TV画面を使用 (PowerPoint 資料)

##### (2) YouTube 及びケーブルテレビによるライブ配信

参加を自粛した新成人や、来場を控えられたご家族に会場の様子を伝えるため、ライブ動画配信を行います。

##### (3) フォトアルバムの作成

20 歳になった新成人の現在の様子を撮影した写真データと、中学 3 年当時の先生からのメッセージを編集したフォトアルバムを新成人代表者会議のメンバーが中心となって作成し、後日、新成人へ限定配信します。

##### (4) 新型コロナウイルス感染症感染防止対策

手指消毒の実施、マスク着用などの基本的な防止対策のほか、間隔を空けての座席配置、サーモグラフィーシステムや場内換気を強化するためのサーキュレーターの設定、接触確認アプリ COCOA のインストール推奨など、新型コロナウイルス対策を徹底します。

## 文化・体育施設予約管理システムの導入について

### 1 目的

文化・体育施設の利用に当たっては、電話での空き状況の確認や仮予約には応じているものの、利用者が正式な予約手続を行うには、施設窓口に行く必要がある。

今回、文化・体育施設予約管理システムを導入することで、パソコンやスマートフォンからリアルタイムに空き状況の確認や予約を可能とするなど、利用者のニーズや新しい生活様式に対応した環境の充実を図るもの。

### 2 導入予定施設

- (1) 文化施設 新湊中央文化会館、小杉文化ホール、大門総合会館
- (2) 体育施設 新湊総合体育館、小杉総合体育センター、小杉体育館、大門総合体育館、大島体育館、下村体育館、新湊テニスコート、歌の森運動公園テニスコート、下村テニスコートなど

### 3 導入を検討している主な機能

- (1) 空き状況の照会
- (2) 利用会員登録
- (3) 利用申請及び利用申請書の印刷
- (4) 利用者多数の場合の抽選機能
- (5) 統計データの作成（利用者の集計等）

### 4 予算額

33,704千円（国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用）

### 5 今後のスケジュール

令和2年12月～令和3年2月	公募型プロポーザルの実施
令和3年 2月～令和3年3月	システム構築
令和3年 4月	テスト運用開始。全ての導入施設において検証作業実施後、正式運用開始